平成２０年（フ）第２０６３号
福岡市早良区小田部１丁目26番28号
破産者　株式会社総電
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２６９１号
福岡市城南区樋井川２丁目11番18号レジデンス城南
破産者　株式会社東亜エンジニアリング
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１８７号
静岡県富士市中里140番地の１
破産者　村松　清志
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成１９年（フ）第３９８８号
愛知県常滑市金山字屋敷30番地の１　養護老人ホームしろやま
破産者　渡邉よし子
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３０２９号
愛知県蒲郡市三谷町須田123番地７　チロリン村101、開始決定時の住所愛知県知多郡武豊町字鹿ノ子田１丁目120番地
破産者　竹内　照雄
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１８号
名古屋市港区浜２丁目１番５号　大昂ビル404号、開始決定時の住所名古屋市港区名港１丁目１番19号　三旺ポートタウン港808号
破産者　荒引三枝子
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２９５号
福島市瀬上町字東町２丁目１番地の１
破産者　目黒　雍英
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３３４号
横浜市保土ケ谷区川島町1505番地　県営西原アパート11棟203号
破産者　桑野　節子
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第３９号
愛知県豊田市三箇町秋ヶ入５－９、住民票上の住所愛知県豊田市石畳町片平242番地55
破産者　吉崎　栄治
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成１９年（フ）第７１５号
愛知県安城市大東町２番29号
破産者　三好屋豆腐店こと　北野　政次
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第５５３号
愛知県岡崎市若松町字西三田ケ入７番地16
破産者　加藤　陽一
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第５５４号
愛知県岡崎市若松町字西三田ケ入７番地16
破産者　加藤　吉子
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２０年（フ）第７２３９号
大阪市西区北堀江１丁目12番６号
破産者　株式会社ピーストワ
1　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
2　一般調査期日　平成21年10月22日午後３時30分
平成21年７月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１８号
兵庫県宝塚市南ひばりガ丘３丁目５番２号
破産者　月出　宏之
1　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
2　一般調査期日　平成21年10月15日午前10時15分
平成21年７月24日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第１６０号
開始決定時の住所北海道留萌市南町３丁目41番地
破産者　山吹　幸一
1　破産債権の届出期間　平成21年９月15日まで
2　一般調査期日　平成21年10月15日午後１時50分
平成21年７月24日　旭川地方裁判所民事部

破産債権の特別調査期間

平成２０年（フ）第５３８号
鹿児島県鹿児島市東開町２番地５
破産者　鹿児島弘進株式会社
特別調査期間　平成21年８月17日から平成21年８月21日まで
平成21年７月27日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産管財人変更

平成２１年（フ）第１５２号
富山県砺波市花島106番地
破産者　有限会社瓦ハウス工業
破産管財人　坂本　義夫が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　足立　政孝
平成21年７月22日　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１５３号
富山県魚津市三田167番地２　雇用促進住宅１号棟405号室
破産者　花島　欣治
破産管財人　坂本　義夫が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　足立　政孝
平成21年７月22日　富山地方裁判所高岡支部